

新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル

(令和2年8月24日版)



茂原市立西小学校

はじめに

茂原市教育委員会より茂原市の「地域ごとの行動基準」は、「レベル1」であるとの通達がありました。それに伴い、「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準は以下ようになります。

身体的距離の確保・・・1 mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること

感染リスクの高い教科活動・・・適切な感染対策を行った上で実施

部活動・・・十分な感染対策を行った上で実施

※「レベル3」生活圏内の状況が、「特定（警戒）都道府県」に相当する感染状況である地域

※「レベル2」生活圏の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

※「レベル3」生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち「レベル2」にあたらないもの

そこで、文部科学省より8月6日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」を参考に本校の「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル（令和2年8月24日版）を作成いたしました。

基本的な感染防止対策の徹底

1 健康観察の徹底

(1) 登校前の検温・体調確認について

〈児童〉

- 各家庭において毎朝、登校前に児童の体温の検温を行い、「健康観察カード」へ記入し、児童は、登校後に担任へ提出する。
- 発熱や風邪の症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。
- 同居の家族も含め日々の検温及び健康観察を各家庭で継続して行う。

〈教職員〉

- 毎日、出勤前に必ず検温と風邪の症状の確認を行い、発熱や風邪の症状のある場合は、出勤を控え、管理職へ報告する。
- 出勤後、健康観察カードを教頭へ提出する。
- 常時マスクの着用を徹底する。
- 手洗い・消毒の徹底を図る。(授業指導の前後、トイレ後、飲食の前後等)

(2) 登校時の児童の検温確認について

〈児童昇降口〉

(教務・養護教諭)

- 登校時に昇降口で家庭での検温の確認とマスク着用の確認
- 昇降口が密にならないようにソーシャルディスタンスの位置を示す
- 検温の未実施の児童は、職員玄関で検温を行う。(養護教諭)

〈教室〉

(各担任)

- 登校したら、すぐに手洗いを行う。
- 教室内やドアノブ等の消毒を細かく行う。
- 廊下の窓を開けて、教室で児童を出迎える。
- 児童の登校後、すぐに「健康観察カード」を確認し押印する。
- 担任は、朝の支度中の児童同士が、接触しないように目を配る。
- 朝の健康観察と清潔なハンカチ・ティッシュの携帯の確認を行う。

※ 児童間、学年間の移動を避けるため、各学級の健康観察表の回収を養護教諭と教頭が行う。

2 登校後に発熱(37度以上)及びかぜの症状(咳)がある児童への対応

◎ 早退とする。

- 体調が悪い場合は、早めに担任に申し出ることを事前指導する。
- 体調が悪い児童は、すぐに保健室に向かわせる。
- 担任より保護者への連絡を行う。
- 保健室の機能確保のために、相談室で保護者の迎えを待つ。
- 相談室は、窓を開けて換気をし、マスク着用で待機させる。
- 早退する児童の荷物は、職員が相談室まで届ける。

※ 保護者に体調の悪い児童を留め置きできないことを周知し、保護者とすぐに連絡が付くように、保護者の方の予定がある日は、児童に保護者のスケジュールを伝えていただくか、連絡帳にも明記して、担任に知らせてもらう。

3 欠席の連絡について

- 他の児童との接触を避ける観点から、欠席の連絡は連絡帳を届けるのではなく、すべて学校へ電話連絡で行うことを保護者に周知する。
- 朝7時40分から8時までに電話連絡をしてもらう。
 - * 電話を受けたものは、欠席の理由について以下の内容を確認する。
 - 発熱の有無
 - 咳や倦怠感の有無
 - いつごろから自覚症状が見られたか。
 - 同居家族の健康状態の確認
 - 医療機関への受診の有無
(場合によっては、長生保健センターへの連絡の有無)
- 欠席に関わるその他の対応
 - ① 保護者から感染が不安で欠席させたいと相談があった場合
 - 保護者の事情を聴取し、学校での感染対策を伝え、理解を得る努力をする。
 - ② 医療的ケアの必要な児童については、主治医の見解を保護者に確認してもらってからの登校とする。

4 感染予防のための毎日の持ち物について

- ハンカチ・ティッシュ・マスク・マスクをしまう袋
- マスクを汚したり、落したりしてしまった場合のための、予備のマスク1枚を毎日ランドセルの内ポケットに入れておく。
- 毎日清潔なハンカチを携帯しているかの確認をする。(健康観察時)

5 その他

- 熱中症予防対策の視点から、水筒、汗ふきタオルを毎日持参する。
- 保護者を含む外部からの来校者への検温、マスク着用、手洗い、消毒等感染予防対策の依頼と協力を得る。

児童への感染防止対策の指導

「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して、感染症対策に関する指導を行う。

1 感染防止対策

(1) 手洗いの徹底について

接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。手指用の消毒液は、流水での手洗いができないときに、補助的に用いられるものであることから、基本的には、流水と石けんでの手洗い指導をする。

- 担任より手洗いの確認の声かけを常時行う。 (1つのタイミング)

◇ 登校したらすぐ

◇ 屋外から教室に入るとき

◇ 咳やくしゃみをしたとき、鼻をかんだりしたとき

◇ 給食の前後

◇ 掃除の後

◇ トイレを利用した後

◇ 共有の物を触ったとき

- 各手洗い場に、正しい手洗の仕方の掲示物を提示する。

- 手洗い歌「きらきら星」に合わせて、正しい手洗いを行う。

(心の中で歌いながら)



(2) 手洗いの場所の密を避ける対策

- 手洗い場の蛇口は、一つおきに使用する。
- 手洗いを待つ位置（足跡マーク）を提示する。
- 手洗い場には、待つ人数も含め10人以下となるように順番を指示する。
- 学年ごとに手洗いを行う場所を指定する。

1階東側手洗い場…………… なのはな、わかば、3年

2階中央トイレ手洗い場 … 1年

2階東側手洗い場…………… 2年

2階西側手洗い場…………… 4年

3階東側手洗い場…………… 5の1

3階中央トイレ手洗い場 … 5の2

3階西側手洗い場…………… 6年

(3) マスクの着用の仕方についての指導及び対応

- 全児童・教職員は、マスクの着用をする。
- マスクの正しい装着の仕方の指導を行う。
- 身体的距離が十分とれないときは、マスク着用とする。
- 熱中症も命に関わる危険があることを踏まえ、熱中症への対応を優先する。
- 児童本人が暑さで息苦しいと感じたときなどは、マスクを外したり、一時的に片耳だけかけて呼吸するなど、自身の判断で適切に対応できるように指導する。
- のどが乾かなくても定期的に水分補給を促す。(熱中症予防対策)
- 屋外体育の授業では、児童の間に十分な距離を取って学習活動を行うことができる際は、マスク着用は不要。(外したマスクの管理を確認する)
- 忘れた場合や汚した場合は、予備のマスクを使うようにする。
- 予備マスクも使ってしまった場合は、養護教諭に伝え学校の予備を渡す。
(学校の予備マスクは、数に限りがある)

(4) 密を避けるための指導

- 校内の様々な場所において、密を避けるために人との距離を空ける視覚的措置足跡マークの意味を伝える。
- 学級でも必要に応じ、足型の掲示物やビニルテープ等の印を提示する。
- 友達と密にならないための遊び方について、具体例を示して指導する。
- 手を伸ばしてふれない距離感を体感で覚えさせ、近づかないことを繰り返し指導する。
- 人が集まっている場所では、大声を出さないことを確認する。

感染防止対策の校内環境整備

1 学校施設・教具の消毒について

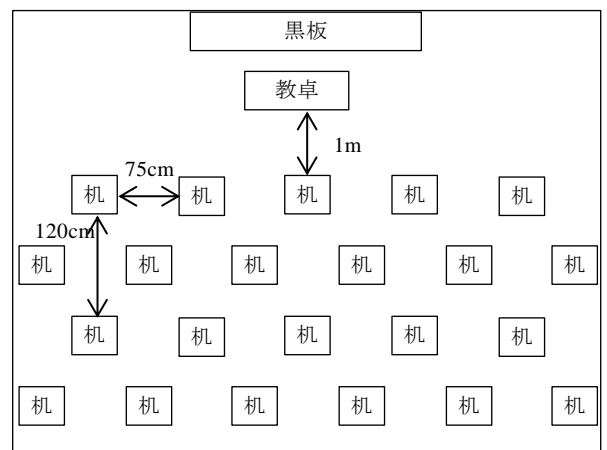
- 毎日放課後、担任は、各教室内の消毒を行う。
 - ・ ドアノブ、窓のノブ、手すり、電気のスイッチ等大勢がよく手を触れる箇所
- 養護教諭は、トイレと手洗い場の消毒を行う。
 - ・ 流水レバー、便器のふた、水道の蛇口 等
- 特別教室は、各教科主任が消毒を行う。
 - 共用で使う教具（楽器、ミシン、工具 等）
- 外国語ルームは、担当が学年の入れ替えに合わせて、定期的に消毒を行う。
- 消毒液は、児童の手が届かないところや目につかないところに保管する。
 - ボトルには、「消毒液」と明記し、児童が誤って使ったり、誤飲したりしないようにする。

2 換気について

- 常時2方向の窓やドアを開けて、換気した状態で授業を実施する。
- エアコン使用時であっても換気は行う。
- 教室の廊下側の上部の窓は、開ける。
- 休み時間には、一度窓を全開にする。

3 児童同士、教職員と児童の距離の確保について

- 各教室の座席は、可能な限り距離を確保する。（横75cm以上）
- 教卓と児童の間を、概ね1メートル確保する。
- 床にシールを付けて、机椅子の配置場所の目印とする。
- 机椅子を使わない活動時も、概ね1～2メートルの身体的距離を確保する。



4 その他の留意事項

- 児童同士の学習用具の貸し借りは、しない。

教育課程の場面別対応策

1 朝の会・帰りの会について

- 当面の間は、簡易的な会とする。
 - 日直による司会を対面で行わない。
 - 朝の歌やリコーダーの演奏は、行わない。

2 各教科指導について

- 実技を伴うものや教具を使用する学習については、授業の前後の手洗いを徹底する。（図書室での読書等含む）
- 各教科等に共通して、換気、身体距離の確保や授業前後の手洗いなどの感染症対策を行った上で実施する。
- 各教科等に共通する活動として「指導が長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動等」は、控える。
- 教科や活動によっては、当面特別な対応を行う。
 - 理科
理科室で実施しなければならない実験や観察をする場合は、換気を十分に行って取り組む。
 - 外国語
近距離・対面での歌やチャンツを控える。
対面でのコミュニケーションは、ソーシャルディスタンスで行う。
外国語ルームは、学級の入れ替えに合わせ、室内の消毒を担当が行う。
 - 音楽科
歌唱、器楽演奏の学習は、近距離・対面とならないように場の工夫をして実施する。
共有の楽器の使用する場合は、授業の前後に手洗いを徹底する。
共有の楽器の消毒を事前・事後に職員が行う。
 - 家庭科
当面、調理実習の学習は実施しない。（年間指導計画の入替え）
 - 図画工作科
当面、共同制作の学習活動は、実施しない。
 - 体育科
体育の授業前にマスクを外してから、授業後にマスクを着用するまでの間、児童間の距離を2 m以上確保する。
体育館で実施する場合は、ドアや窓を広く開けて、十分な換気をする。
体育館で実施する場合は、呼気が激しくなる運動は、避ける。
集合や整列をする場合は、児童の間隔を十分に確保する。
児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動は、当面行わない。

学習前の児童の健康状態を把握し、体調の優れない児童の体育の授業の参加は、見合わせる。

授業を見学する児童については、マスクを着用させる。

(気温が高い日は、熱中症対策として必要に応じてマスクを外す)

教師は、体育の授業中もマスクを着用する。但し、自らの身体へのリスクがあるときや運動を行う場合は、外すことも可とする。

ランニングなどで、同じ方向いて動く場合は、2 mよりさらに長い距離を確保する。

児童に不必要な会話や発声を行わないように指導する。

共有の教具を使用する場合は、授業の前後の手洗いを徹底する。

共有の教具の消毒を事前・事後に職員が行う。

給水時間を設け、気温・湿度が高い場合は、早めに終了する。

- 学級活動

学級レクを含む、密接をする活動は実施しない。

- 委員会、クラブ

ソーシャルディスタンスを行い、実施していく。

- 部活動 (開始は9月7日以降)

【サッカー部・ミニバス部・体操部】

体育科の内容に準じて感染症対策を十分に取り組んで実施。

【器楽部】

室内の換気を十分行い、児童同士の距離を十分に取り、対面での演奏はしないようにする。

3 休み時間について

- 業間・昼休みは、密にならないこと、友だちとの距離を空けて遊ぶことの指導をする。(マスク着用は、体育と同様とする)
- ※具体的に密となる遊びの例を各学級で伝える。
- 廊下では、滞留せずに大声で話さない。
- 手洗いの時間の確保をする。

4 清掃指導について

学校生活の中で消毒によりウィルスを死滅させることは、困難である。このため、一時的な消毒の効果을期待するよりも、通常の清掃活動により清潔な空間を保つことを目指す。

- 当面、縦割り清掃を実施しない。(異学年交流を避ける)
- 換気のよい状況で、マスクをして行う。
- 清掃終了後の手洗いを徹底する。
- 手洗い場、及び、トイレの清掃は、スクールサポートスタッフ及び教職員が毎日行う。

5 給食指導について

(1) 配膳について

- 4年生以上の給食当番は、手洗い、アルコール消毒をしっかりと行い、各自のエプロンと三角巾、マスクを着用して、身支度を調える。
- 担任が、誘導して、配膳室およびコンテナまで移動し、食缶を取りに行く。
- 当面、1年～3年生は、教職員による配膳（盛り付け）を行う。
 - * 担任のほか、補助職員を以下の通り配置する。
 - 1年……担任 + 支援員、言語指導担当
 - 2年……担任 + 教頭
 - 3年……担任 + 教務
- 4年生以上の学級でも、できる限り教職員による配膳（盛り付け）を行う。
 - * 4年生には、担任のほか学年に1名の補助職員を配置する。（専科担当）
- 給食当番の健康チェックをこれまで通り、しっかりと行い、記録をする。

(2) 配膳の手順

- 配膳台をきれいにふいて消毒をする。
- 手洗い、アルコール消毒の実施の確認をする。
- 給食当番は、予備の児童机などを活用して、給食当番同士が間を開けて盛り付けができるようにする。
- 間をあけて、配膳できるように（行列にならない）工夫をする。
- 食事のときは、静かに前面を向いて、食べる。（グループにはしない）

(3) 片付けについて

- 時間差や人との距離感を持って行う。
- 飲み残しの牛乳は、ふたをして、牛乳ケース（1つにまとめる）に戻す。
- 飲み残しの牛乳の処理は、職員室の職員で行う。
- 給食の片付け後にも手洗いを必ず行う。

(4) 留意事項

- 1・3年生の配膳は、1学級の児童数が多いことから、密を避けるために、廊下で行う。
- 牛乳や個包装の食材は、各自で取る。
- 職員がコンテナの搬送及び配膳作業をする場合は、手洗いと消毒をしっかりと行い、マスク・エプロン・三角巾を着用をする。

6 フッ化物洗口 及び 歯磨き指導

- 当面見合わせとする。
- 歯磨きについては、家庭で朝晩の歯磨きをしっかりと行っていただく。

7 登下校について

- 夏季の気温・湿度が高い中でマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなる恐れから、登下校時には、人と十分な距離を確保できる場合には、マスクを外すようにする。
- 集団下校の際は、前後左右の間隔を十分確保して並びソーシャルディスタンスを保つ。
- 集団下校等では、地区ごとに人数と安全確認が済んだら、担当者が地区ごとに下校させる。

8 心のケアについて

- 新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を得ることが大切であり、SNSで氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないようにする。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談するようにする。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちが引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと見続けることは、避けるようにする。
- 新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をもたず、適切な行動をとることができるようにする。
- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に当たる方等やその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は、許されないことを指導する。
- 悪い情報ばかりに目を向けず、差別的な言動に同調しないことが大切であることを指導する。

9 その他の感染予防への配慮と対応

- 連絡帳やノートを教師に見せる場合は、行列にならないように工夫する。
- 帰りの支度などやロッカー周辺に人が集まらないように、順番で荷物を取りに行くようにする。
- 他学年、他学級との行き来をできるだけ避けさせ、連絡物等を他の学級に届けさせない。
- 健康観察後の職員室への出欠黒板の記入は、当面養護教諭が行う。
- 職員室のボックスにある配付物の確認は各担任が行い、連絡係の児童は取りに来ないようにする。
- 当面の間、読み聞かせは、実施しない。

～新型コロナウイルス感染症対策に向けた校内配備体制～

○目的

児童の心身の健康を守るために、新型コロナウイルス感染症対策にあたる校内体制を整備し、学校全体で対応に取り組む。

○校内体制について

